【緊急対策】

茨城町防犯カメラ設置支援事業補助金

（物価高騰対策）

町内において、住宅侵入窃盗が多発しています。町では、緊急対策として犯罪の発生を抑制するため、「家庭用防犯カメラ」の購入等経費の一部を補助します。

申請期間

令和７年１０月１５日(水)～
令和８年　１月１５日(木)

※申請が予算額に達した時点で終了となります。

対象者

➤本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者
➤家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者又は所有者の同意を得ている者
➤町税及び町の国民健康保険税を滞納していない者
※申請は1世帯につき1回のみ

対象経費

➤家庭用防犯カメラ及び家庭用防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、当該撮影した映像を記録する録画装置その他家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器の購入に係る費用
➤家庭用防犯カメラ及び前号の機器の設置工事に係る費用
➤家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を掲示することに係る費用

以下は対象外経費となります。
➤画像データを保存し、又は表示するためのスマートフォン、タブレット、パソコンその他の家庭用防犯カメラと一体的でない機器の購入に係る費用
➤家庭用防犯カメラ等のリース及び保守点検の費用
➤既設防犯カメラの処分、撤去、移設等その他維持管理等に係る費用
➤リサイクルショップ及びフリーマーケットその他の個人間の売買により購入した費用

補助額

➤対象経費の１/２（上限３万円）※千円未満切り捨て

申請先：茨城町 町長公室 地域政策課 地域振興グループ(13番窓口)
TEL：029-215-8003（直通）　FAX：029-292-6748
E-mail：chiiki-g@town.Ibaraki.lg.jp
〒311-3192　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

申請時に必要な書類

□茨城町防犯カメラ設置支援補助金交付申請書(様式第１号)
□家庭用防犯カメラ等の購入及び設置に係る見積書、設置工事を依頼する場合には内訳がわかる明細等の写し
□設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類等の写し
□家庭用防犯カメラの設置場所の位置図(平面図)
□家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書(様式第2号)
□家庭用防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書(様式第3号)

申請から交付までの流れ

申請

申請期間：令和７年１０月１５日(水)～令和８年１月１５日(木)
上記、必要書類を申請期間内に提出してください。
※申請が予算額に達した時点で終了となります。
※申請後に審査を行うため、書類提出時点で補助が決定するものではありません。

審査

提出書類を確認し、補助金の交付の可否を審査します。

交付決定

交付が決定した場合、交付決定通知書及び実績報告書・交付請求書を郵送します。
※家庭用防犯カメラの購入・設置等は、必ず交付決定後にお願いします。

実績報告
請求

下記書類を提出し、補助金交付の請求をして下さい。
□茨城町防犯カメラ設置支援事業補助金実績報告書(様式５号)
□家庭用防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し、設置工事を依頼した場合には内訳がわかる明細書の写し
□設置した家庭用防犯カメラの位置図(平面図)及び設置後の現況写真
□家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書(様式６号)
□通帳その他の振込口座を確認することができる書類の写し

振込

指定された口座へ補助金を振り込みます。（請求から３０日程度）

防犯カメラ補助詳細はこちら➤